

京都市告示第512号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成31年1月10日

京都市長 門川 大作

| 公の施設の名称             | 指 定 管 理 者   | 指 定 期 間                         |
|---------------------|---|---------------------------------|
| 京都市市民活動総合センター       | 京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町<br>52番地イヌイ四条ビル3階F l a g<br>四条<br>特定非営利活動法人きょうとNPOセ<br>ンター | 平成31年4月1<br>日から平成35年<br>3月31日まで |
| 京都市北いきいき市民活動センター    | 京都市北区紫野北舟岡町44番地の3<br>特定非営利活動法人くらしネット21                                      | 平成31年4月1<br>日から平成34年<br>3月31日まで |
| 京都市岡崎いきいき市民活動センター   | 京都市東山区鞆町通七条上る下堀詰町<br>243番地の2<br>特定非営利活動法人音の風                                | 同 上                             |
| 京都市左京東部いきいき市民活動センター | 京都市左京区田中西春菜町7番地の2<br>在り5号室<br>特定非営利活動法人劇研                                   | 同 上                             |
| 京都市左京西部いきいき市民活動センター | 同 上   | 同 上                             |
| 京都市中京いきいき市民活動センター   | 京都市中京区西ノ京笠殿町164番地<br>特定非営利活動法人あかしやふれあい<br>ネットワーク                            | 同 上                             |
| 京都市東山いきいき市民活動センター   | 京都市上京区河原町通丸太町上る出水<br>町284番地<br>有限責任事業組合まちとしごと総合研<br>究所                      | 同 上                             |

| 公の施設の名称              | 指 定 管 理 者                                      | 指 定 期 間                     |
|----------------------|--|-----------------------------|
| 京都市吉祥院いきいき市民活動センター   | 京都市南区吉祥院這登東町8番地<br>特定非営利活動法人ふれあい吉祥院ネットワーク      | 平成31年4月1日<br>から平成34年3月31日まで |
| 京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センター | 京都市南区上鳥羽南唐戸町28番地<br>京都市中唐戸児童館運営委員会             | 同 上                         |
| 京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センター | 京都市右京区西院六反田町31番地の4<br>株式会社丸起                   | 同 上                         |
| 京都市久世いきいき市民活動センター    | 京都府向日市寺戸町山縄手22番地の16<br>地域環境整備みどりの会             | 同 上                         |
| 京都市醍醐いきいき市民活動センター    | 京都市下京区綾小路通柳馬場東入塩屋町60番地の2<br>株式会社ワン・ワールド        | 同 上                         |
| 京都市伏見いきいき市民活動センター    | 京都市上京区河原町通丸太町上る出水町284番地<br>有限責任事業組合まちとしごと総合研究所 | 同 上                         |

(文化市民局地域自治推進室)